

# 大多喜町地域防災計画

## 第1編 総則



# 目 次

第1章 計画の目的及び構成 .....	総 - 1
第1節 計画の目的.....	総 - 1
第2節 計画の構成.....	総 - 2
第2章 計画の基本的な考え方 .....	総 - 3
第1節 減災を重視した防災対策の方向性.....	総 - 3
第2節 地域防災力の向上.....	総 - 3
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点.....	総 - 4
第4節 過去の自然災害の教訓を踏まえた対策の充実.....	総 - 4
第5節 計画に基づく施策の推進及び見直し.....	総 - 5
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	総 - 6
第4章 地勢概要等 .....	総 - 13



## 第1章 計画の目的及び構成

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大多喜町防災会議が作成する計画である。

前回は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成26年度に修正を行った。その後も、広島土砂災害や関東・東北豪雨災害、熊本地震等大規模な災害が全国各地で発生している。

県内においても、令和元年9月9日に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）により、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風を観測し、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。

また、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）、10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れ等により大きな被害が発生した。

本町においても、両台風により、家屋の全壊や半壊、大規模停電等の被害が発生している。

今回の本町地域防災計画の修正は、このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本町に係る災害対策を実施する際に処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、住民や事業所等の役割を明らかにし、地震災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道等の公共交通等の事故災害等の各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

## 第2節 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 震災編

(震災編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画)

第3編 風水害等編

第4編 放射性物質事故編

第5編 大規模火災等編

第6編 公共交通等事故編

の6編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成26年修正において新設したものである。

第2編震災編は、地震による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第2編震災編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編から第6編までの各編については、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに3編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害）、公共交通等事故（航空機事故、鉄道事故、道路事故、大規模停電）等、大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第2編震災編及び第3編風水害等編の規定に準ずる。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 減災を重視した防災対策の方向性

我が国では阪神・淡路大震災以降、幾度かの大規模災害を経験する中で、これまでの「防災（被害を出さない）」に対する取組みから、「減災（被害を減少させる）」に関する取組みに重点が置かれるようになってきている。

本町においても、国や県による防災に関する各種ガイドラインや防災関連事業の策定に応じ、これまでに地震、水害被害を想定した防災マップの作成、災害時において共助の柱となる自主防災組織の育成支援や避難行動要支援者名簿の作成等を進めているところである。

災害に対しては、どのような対策をとっていてもその発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識することが重要である。起こりうる災害に対し、あらかじめ、その被害程度を想定した対策を検討することで被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とする。

そして、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、大多喜町国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ合わせて災害に備えていくものとする。

### 第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、町は家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、住民は災害教訓を伝承することにより、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、災害発生時においては地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展等の社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や地域において共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、行政（町・県）と民間団体等との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、災害時における民間団体等の柔軟かつ迅速な対応は、応急対策の一助となっている。こうした社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを今後も進めていく。

また、このような取組みの強化と併せ、本町をはじめとする防災関係機関においても、住民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震や風水害等の様々な災害において、また予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町全

体としての防災力の向上を図っていくとともに、これらの取組みの推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症等感染症への対策を講じていく。

### 第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報伝達における支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活及び生活の変化への適応における支障等、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害発生時には健常者よりも被害を多く受ける傾向にあることが知られている。平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死者のうち、9割以上が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町においても高齢化の進展等に伴い、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講ずるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

### 第4節 過去の自然災害の教訓を踏まえた対策の充実

過去の震災では、地震・津波による直接死よりも、震災関連死と認定された人の方が多く、避難所における被災者の生活環境の整備が求められてきた。

このため、避難所における良好な生活環境の確保に向け、暑さ、寒さ対策や簡易ベッド（段ボールベッド）の導入等により、避難所生活の快適性の向上を図る。

また、令和元年9月の令和元年房総半島台風（台風15号）では、県内において記録的な暴風となり、大規模な停電被害に見舞われた。本町においても、大規模な停電が発生し、解消までに長時間を要した。大規模な停電が発生した場合は、電力供給のみならず、交通、水道、通信等のライフラインに重大な影響を与えるほか、災害対応にも支障をもたらす。

このため、災害の発生に伴う長期停電対策を講じ、長期停電による住民等の不安や社会的混乱の拡大防止に努める。

## 第5節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域における防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

## 第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る災害対策を実施するにあたり、町、県のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、住民、事業者、自主防災組織等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとることにより、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

### 1. 大多喜町

- ア 大多喜町防災会議及び大多喜町災害対策本部に関すること。
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること。
- ウ 災害に関する情報の収集及び伝達並びに避難指示に関すること。
- エ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。
- オ 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- カ 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。
- キ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- ク 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- ケ 被災町営施設の応急対策に関すること。
- コ 災害時における文教対策に関すること。
- サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
- シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- ス 被災施設の復旧に関すること。
- セ 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- ソ 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。
- タ 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力に関すること。

### 2. 消防機関

- (1) 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
  - ア 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
  - イ 救助及び救急に関すること。
  - ウ 危険物等の措置に関すること。
  - エ 災害等の情報収集に関すること。
  - オ その他消防に関すること。
- (2) 大多喜町消防団
  - ア 被害情報の収集及び提供に関すること。

- イ 災害時の消防活動、水防活動、被災者の救助及び避難誘導等に関すること。
- ウ 応急復旧作業に関すること。

### 3. 千葉県

#### (1) 夷隅地域振興事務所

- ア 大多喜町が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等に関すること。
- イ 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。
- ウ 災害救助に係る連絡及び調整に関すること。
- エ その他災害の防除と拡大の防止に関すること。

#### (2) 夷隅土木事務所

- ア 県の所管に係る河川、道路及び橋りょうの保全と復旧に関すること。
- イ 県の所管に係る河川、道路等における障害物の除去に関すること。
- ウ 急傾斜地崩壊危険区域内における崩壊防止施設（県施工施設）の保全と復旧に関すること。
- エ 水防活動の全般に関すること。
- オ 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。

#### (3) 夷隅農業事務所

- ア 農業関係の災害対策に関すること。
- イ 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
- ウ 農作物被害に係る応急対策に関すること。

#### (4) 夷隅健康福祉センター

- ア 医療助産に関すること。
- イ 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること。
- ウ 防疫に関すること。
- エ 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること。

#### (5) 勝浦警察署

- ア 警備活動に関すること。
- イ 県警、他警察及び防災関係機関との連携に関すること。
- ウ 被災者の救出及び避難に関すること。
- エ 行方不明者の捜索に関すること。
- オ 遺体の検視に関すること。
- カ 交通規制に関すること。
- キ 交通信号施設等の保全に関すること。
- ク 警察通信の確保に関すること。
- ケ 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること。

#### (6) 南部林業事務所

- ア 林地及び治山施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- イ 林道、県有保安林及び県有林の災害対策及び被害調査に関すること。

#### 4. 指定地方行政機関

##### (1) 農林水産省関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事。
- イ 応急用食料・物資の支援に関する事。
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する事。
- エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。
- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。
- カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事。
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。
- ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。
- コ 被害農業者に対する金融対策に関する事。

##### (2) 関東森林管理局千葉森林管理事務所上野森林事務所

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事。
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

##### (3) 銚子地方気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。

##### (4) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安の確保に関する事。
- イ 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事。

##### (5) 関東地方整備局

###### ア 災害予防

- (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。
- (イ) 通信施設等の整備に関する事。
- (ウ) 公共施設等の整備に関する事。
- (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
- (オ) 官庁施設の災害予防措置に関する事。
- (カ) 大規模地震対策のための緊急輸送体系の確立に関する事。
- (キ) 豪雪害の予防に関する事。

###### イ 災害応急対策

- (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事。
- (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。

- (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。
- (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。
- (カ) 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関すること。
- (キ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

#### ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図る。

#### (6) 千葉労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
- イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。

### 5. 自衛隊

#### (1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。
- エ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること。

#### (2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため、緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。
- イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

### 6. 指定公共機関

#### (1) 日本郵便(株)

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
  - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
  - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
  - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
  - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分に関すること。
  - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

#### (2) 東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ・KDD I(株)・ソフトバンク(株)・NTTコミュニケーションズ(株)

- ア 電気通信施設の整備に関すること。

- イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
- (3) 日本赤十字社千葉県支部大多喜町分区・大多喜町赤十字奉仕団
  - ア 医療救護に関すること。
  - イ こころのケアに関すること。
  - ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること。
  - エ 血液製剤の供給に関すること。
  - オ 義援金の受付け及び配分に関すること。
  - カ その他応急対応に必要な業務に関すること。
- (4) 日本放送協会千葉放送局
  - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
  - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
  - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
  - エ 被災者の受信対策に関すること。
- (5) 東京電力パワーグリッド(株)木更津支社
  - ア 災害時における電力供給に関すること。
  - イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (6) 日本通運(株)千葉支店
  - 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (7) 福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)
  - 災害時における物資の輸送に関すること。

## 7. 指定地方公共機関

- (1) 大多喜ガス(株)・(一社)千葉県LPガス協会
  - ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
- (2) 小湊鐵道(株)・いすみ鐵道(株)
  - ア 鉄道施設の保全に関すること。
  - イ 災害時における救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。
  - ウ 帰宅困難者対策に関すること。
- (3) (一社)夷隅医師会
  - ア 医療及び助産活動に関すること。
  - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
- (4) (一社)夷隅郡市歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関すること。
  - イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) (一社)外房薬剤師会
  - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。

- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (6) (独) 国立病院機構
  - ア 国立病院の避難設備の整備及び防災訓練等の指導に関すること。
  - イ 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調達に関すること。
  - ウ 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調達に関すること。
- (7) (一社) 千葉県トラック協会・(一社) 千葉県バス協会
  - 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

## 8. その他防災関係協力団体

- (1) 大多喜町社会福祉協議会
  - ア 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
  - イ 災害ボランティアセンターの設置運営、運営の要請に関すること。
  - ウ 生活福祉資金の貸与に関すること。
  - エ 災害時における日本赤十字社千葉県支部及び大多喜町赤十字奉仕団との連絡、調整等に関すること。
- (2) いすみ農業協同組合
  - ア 県及び町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
  - イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
  - ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
  - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
  - オ 農産物の需給調整に関すること。
- (3) 大多喜町商工会
  - ア 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
  - イ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
  - ウ 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
  - エ 災害時における物価安定への協力に関すること。
- (4) 千葉土建一般労働組合いすみ支部
  - 災害応急対策の支援に関すること。
- (5) 南房総広域水道企業団
  - 水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

## 9. 住民、事業所、自主防災組織等

- (1) 住民
  - ア 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。
  - イ 地域において消防団、自主防災組織及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加す

るとともに、県及び町と協働し、防災対策に協力すること。

ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

(2) 事業所

ア 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。

イ 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること。

ウ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること。

(3) 自主防災組織

ア 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。

イ 県及び町と協働し、防災対策を実施すること。

(4) ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協働して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

## 第4章 地勢概要等

### 1. 自然環境

#### (1) 位置

本町は房総半島のほぼ中央部に位置し、東はいすみ市、勝浦市、南は鴨川市、西は君津市、市原市、北は長南町、睦沢町と隣接する内陸の町である。東西方向の長さは約12km、南北方向の長さは約19km、面積は約129.87km<sup>2</sup>で、県内の町村では最も広い面積を有している。

■本町の位置・標高・面積

位置	東端	140° 17' 10" E	35° 15' 19" N
	西端	140° 8' 21" E	35° 13' 40" N
	北端	140° 14' 48" E	35° 19' 40" N
	南端	140° 10' 27" E	35° 9' 56" N
標高	町役場：26.4m、最高点（石尊山）：347.6m		
面積	129.87 km <sup>2</sup>		

#### (2) 地形

本町の地形は、安房と上総の境を成す、鋸山から清澄山を結ぶ分水嶺の北部に形成された上総丘陵と、この丘陵地を流下する夷隅川と養老川によって特徴付けられる。夷隅川は勝浦市上植野に源を発し、町域の東側を大きく蛇行しながら北向きに流れ、中流域となる大多喜付近で流路を東方向へ変え、いすみ市を貫流して太平洋へ注いでいる。町域の主な平坦地は、大多喜の旧城下町である町役場等を中心とした夷隅川沿いの標高20～30mの氾濫原と、この氾濫原よりも10mほど地盤の高い夷隅川上流域に形成された河岸段丘の段丘面である。養老川は、本町の清澄山山系に源を発し、蛇行しながら本町を北上し、市原市を貫流して東京湾に注いでいる。

#### (3) 地質

次表に示す本町の地質層序のうち、未固結層は沖積層と関東ローム層のみで、上総層群以下は半固結岩である。未固結層は下大多喜地区と夷隅川に沿って分布しているが、比較的軟弱な地層であるため、地震動が増幅されることに留意する必要がある。上総層群以下の半固結岩は、町域の大半を占め、北東から東方向の走行と北西から北方向の傾斜を持つ地層を形成している。半固結岩の地盤は地震に対しては安定しているが、凝灰岩質の部分や互層を成す地層の傾斜が、地形の傾斜に対して同一方向になっている斜面では、土砂災害に対する注意が必要である。

■本町の地質層序

時代		層群	地層
第四紀	沖積世		沖積層
	洪積世		関東ローム層
新第三紀	鮮新世	上総層群	国本層
			梅ヶ瀬層
			大田代層
			黄和田層
	中新世	豊岡層群	安野層
		安房層群	清澄層 天津層

(4) 気象

千葉県は太平洋型気候区に属し、年間を通じて比較的温暖な気候であるが、房総半島中央部に位置する本町では、海岸からの距離や地形の違いにより微気候的に変化に富んだ特徴を呈する。概して、夷隅川流域よりも養老川流域で気温の年較差が大きく、夷隅川流域では、海洋性気候と内陸性気候の中間型気候、養老川流域では内陸性気候となることが知られている。町内の大多喜観測所（降水量）と、町外で最寄りの坂畑観測所（降水量、気温、風速）の平年値を下表に示す。本町の年間降水量は約 2,200 mm で、月別の降水量は台風期の 10 月が約 330 mm で最も多く、2 月が約 103 mm で最も少ない。本町付近の年間の平均気温は 14.2℃ であるが、1、2 月には日平均気温が氷点下となることがある。年間の平均風速は 0.9m/s と小さく、月別にみても約 1m/s 程度で比較的穏やかである。

■降水量・気温・風速の平年値（統計期間：1991～2020年）

項目 月	大多喜	坂畑				
	降水量 (mm)	降水量 (mm)	平均気温(℃)			平均風速 (m/s)
			平均	日最高	日最低	
1月	114.2	104.5	3.5	9.6	-1.7	0.8
2月	102.8	89.1	4.4	10.3	-1.1	0.9
3月	205.4	187.5	7.8	13.3	2.2	1.1
4月	193.0	176.1	12.6	18.0	7.0	1.3
5月	190.5	176.3	17.0	22.2	12.0	1.1
6月	235.1	208.9	20.2	24.7	16.4	0.9
7月	178.7	180.5	24.2	28.7	20.7	1.1
8月	131.6	121.8	25.3	30.1	21.7	1.0
9月	280.0	252.0	21.9	26.5	18.2	0.9
10月	332.2	299.7	16.3	21.3	12.3	0.7
11月	155.8	145.2	11.0	16.6	6.2	0.7
12月	103.9	96.4	6.0	12.0	0.8	0.7
年間	2,223.0	2,046.5	14.2	19.4	9.5	0.9

大多喜観測所：大多喜町松尾、坂畑観測所：君津市坂畑

資料：気象庁ホームページ

## 2. 社会環境

### (1) 人口

本町の人口は、ピークであった昭和22年には20,431人、合併当時の昭和29年には18,379人であったが、その後、都市部への若年層の流出と出生率の低迷により減少傾向が続いており、令和2年10月現在の人口は8,885人である。近年の人口動向では、平成7年から令和2年までの25年間で約3,800人減少している。

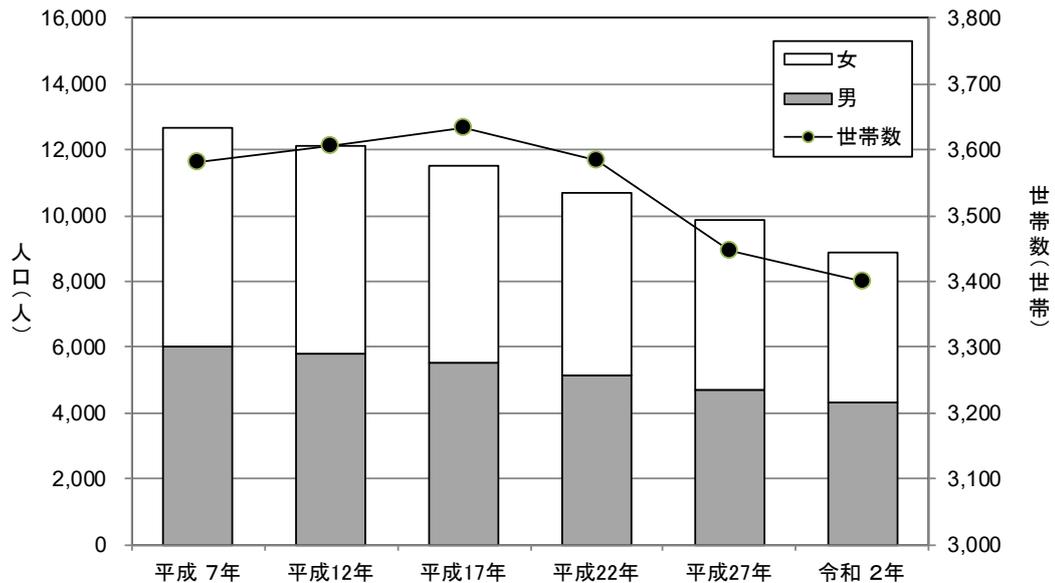
一方、令和2年10月現在の世帯数は3,401世帯で、平成17年までは微増傾向にあったが、それ以降は減少に転じている。

■人口・世帯数の推移

	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		男	女	計
平成7年	3,580	6,041	6,637	12,678
平成12年	3,607	5,793	6,328	12,121
平成17年	3,634	5,544	5,970	11,514
平成22年	3,584	5,148	5,523	10,671
平成27年	3,447	4,708	5,135	9,843
令和2年	3,401	4,307	4,578	8,885

資料: 国勢調査

人口・世帯数の推移



(2) 土地利用

本町は、北部の小丘陵地と南西部の標高 250m～340mの山地が主体となって形成されており、このほぼ中央部を夷隅川が流れている。こうした地形が土地利用にも反映し、総土地面積 12,987ha のうち、森林面積が 8,863ha と町総面積の 68.2%を占めており、緑に包まれた町である。

本町の中心市街地は、いすみ鉄道大多喜駅周辺や国道 297 号沿線の商業・沿道サービス施設等が立地している地域に形成されている。

■土地面積及び森林面積

	総面積 (ha) ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
面積 (ha)	12,987	8,863	2,165	6,698	68.2

資料：千葉南部地域森林計画（附）参考資料

3. 過去の災害

本町の位置する房総丘陵地帯は、年間降水量が 2,000 mmを超え県内でも多雨地帯に属し、これまでに台風や集中豪雨によって災害が多く発生している。過去の災害記録としては、昭和 45 年 7 月 1 日の集中豪雨（総雨量 343 mm）、平成 8 年 9 月の台風 17 号（総雨量 364 mm）、平成 16 年 10 月の台風 22 号（総雨量 323 mm）等があり、いずれも浸水被害が発生している。

また、近年では、令和元年の房総半島台風及び東日本台風において、家屋の全半壊や町内世帯の約半数で停電が発生するなど、大きな被害が発生した。

なお、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）発生時に本町では震度 4 を観測したが、町域において揺れによる被害は発生していない。

■大多喜町が影響を受けた主な災害

年月日	種別	規模	被害状況
1880. 10. 1 (明治 13 年)	風水害		家屋全壊 4 棟、破損 11 棟、稲二分作、粟三分作、そば四分作
1881. 11. 6 (明治 14 年)	風水害	夷隅川 6.6m 増水、 県道 2m 冠水	大多喜の旧城下町 48 戸浸水、1 戸流失
1886. 1. 5 (明治 19 年)	火災	小田代	神社、民家 15 戸 30 棟全焼
1891. 12. 5 (明治 24 年)	火災	西部田	住宅 6 戸全焼、付属建物 10 数棟全焼
1902. 9. 21 (明治 35 年)	暴風雨		大多喜町内家屋全壊 115 戸、半壊 40 戸、死者 1 人、負傷者 1 人
1912. 6. 17 (明治 45 年)	暴風雨	夷隅川 8m 増水、 雨量 100mm	久保浸水 20 戸、深瀬橋流失
1915. 1. 13 (大正 4 年)	火災	桜台	焼失 59 戸、半焼 2 戸、114 棟

年月日	種別	規模	被害状況
1916. 7. 29 (大正 5 年)	台風	30 日まで雨量 548mm	全壊 179 戸、半壊 10 戸、流失 1 戸、浸水 225 戸、死者 5 人、負傷者 1 人
1916. 12. 27 (大正 5 年)	火災	久保	8 戸 14 棟焼失
1917. 10. 1 (大正 6 年)	暴風雨		全壊 116 戸、半壊 73 戸、負傷者 2 人
1921. 10. 10 (大正 10 年)	豪雨	豪雨 339mm	山崩 2 カ所、外廻増田橋浮動、浸水 184 戸
1923. 9. 1 (大正 12 年)	震災	M7. 9	家屋全壊 4 戸、半壊 40 戸、大多喜城への避難者 1, 130 人、大多喜町域より 9 団体 105 人救援に出動
1924. 7～8. 3 (大正 13 年)	旱害		植付不能
1932. 2. 2～14 (昭和 7 年)	暴風雨		浸水 12 戸、全壊 4 戸
1935. 5. 22 (昭和 10 年)	雹害	鶏卵大	学校、工場ガラス 6, 100 枚、苗代 25. 6ha、麦、桑
1938. 10. 20 (昭和 13 年)	水害		床上浸水 77 戸、床下 15 戸、深瀬橋、松尾橋流失
1948. 9. 15 (昭和 23 年)	風水害	アイオン台風、 風速 48m、雨量 84. 5mm	小学校校舎半壊
1950. 6. 9 (昭和 25 年)	水害	不連続線停滞、 雨量 267mm	久保川氾濫、県道冠水
1958. 6. 27 (昭和 33 年)	水害	台風 25 号 老川雨量 320mm	百銚橋流失、湯倉橋橋脚流失
1960. 8. 20 (昭和 35 年)	水害	台風 14 号 3 日間雨量 305mm、水位 12. 5m	塩淵橋・蟹取橋流失、久保堤防溢水、流失家屋 2 戸、床上浸水 48 戸
1968. 2. 16 (昭和 43 年)	雪害	参考：清澄の積雪 67cm	有線断線 130 回線、植林被害 5, 000 万円
1970. 7. 1 (昭和 45 年)	集中豪雨	総雨量 343mm、1 時間 最大雨量 116mm、久保 川水門付近水位 12. 55m	死者 2 人、重軽傷 9 人、全壊 36 棟、半壊 17 棟、床上浸水 276 戸、床下 335 戸、橋りょう流失 15 橋、鉄道不通 24 カ所、崖崩 2, 390 カ所
1971. 9. 7 (昭和 46 年)	水害	台風 25 号、1 時間最 大雨量 122mm	床上浸水 46 戸、床下 99 戸、被害総額 4. 9 億万円
1972. 12. 24 (昭和 47 年)	水害	総雨量 197mm	被害総額 1. 7 億円
1976. 6 (昭和 51 年)	低温	6 月～7 月 17 度以下	水稲早稲種被害 1 億円
1987. 12. 17 (昭和 62 年)	地震	震源房総半島東方 沖、M6. 7	屋根瓦被害 545 棟、水道 306 カ所
1989. 8. 1 (平成元年)	集中豪雨	総雨量 244mm	住宅 1 戸破損、床下浸水 4 戸、農地冠水 10ha、被害総額 5. 3 億円
1990. 9. 30 (平成 2 年)	風水害	台風 20 号、 総雨量 202mm	住宅 1 戸破損、住家浸水 15 戸、農地冠水 10ha、被害総額 5. 4 億円
1996. 9. 21～22 (平成 8 年)	風水害	台風 17 号、 総雨量 364mm	床上浸水 41 戸、床下浸水 32 戸、農地損壊 2. 71ha 道路河川損壊 139 カ所

年月日	種別	規模	被害状況
2004. 10. 8～9 (平成 16 年)	風水害	台風 22 号、 総雨量 323mm	河川溢水 2 カ所 (夷隅川、久保川)、住家一部損壊 5 棟 (倒木による)、床上浸水 11 戸、床下浸水 26 戸、崖崩れ 18 カ所
2017. 10. 23 (平成 29 年)	台風	台風 21 号、 総雨量 251mm	重傷者 1 名、半壊 5 棟、床上浸水 5 棟、断水 70 戸 等
2019. 9. 8～9 (令和元年)	台風	台風 15 号 (房総半島台風)、 総雨量 212mm	家屋全壊 2 棟、家屋半壊 4 棟、家屋一部損壊 226、非住家一部損壊 103 棟、約 1,900 軒で停電発生 (町内世帯の約半数)、農地施設損壊 30 棟、国道損壊 1 カ所、県道損壊 4 カ所、町道損壊 30 カ所、橋梁損壊 1 カ所、崖崩れ 7 カ所、農道損壊 6 カ所、林道損壊 7 箇所
2019. 10. 12～13 (令和元年)	台風	台風 19 号 (東日本台風)、 総雨量 163.5mm	住家半壊 1 棟、住家一部損壊 38 棟、非住家一部損壊 37 棟、約 700 軒で停電発生、農地施設損壊 7 棟、国道損壊 1 カ所、県道損壊 1 カ所、町道損壊 5 カ所、橋梁損壊 2 カ所、崖崩れ 1 カ所、農道損壊 1 カ所、林道損壊 1 箇所
2019. 10. 25 (令和元年)	大雨	大雨、 総雨量 276mm	住家一部損壊 2 棟、非住家一部損壊 2、県道損壊 2 カ所、町道損壊 57 カ所、橋梁損壊 2 カ所、崖崩れ 2 カ所、農道損壊 4 カ所、林道損壊 5 箇所

資料：「大多喜町史」(平成 3 年、大多喜町)

「行政のあゆみ」(大多喜町)

「平成 16 年千葉県水害報告書」(平成 17 年 3 月、千葉県)

「大多喜ダム検証報告書」(平成 23 年 3 月、千葉県)

「千葉県防災ポータルサイト」(千葉県防災対策課)